

質赤字は生じま  
せんでした。



いほど、総収入  
に対しての赤字  
の解消が難しく  
なりますが、本  
町の平成27年度  
決算では、連結  
実質赤字は生じま  
せんでした。

②連結実質赤字比率  
それぞれの町には普通会計の他  
に、国民健康保険、介護保険、簡易  
水道、下水道などの特別会計があり、  
その全ての会計収支の合計が赤字であ  
った場合、どの程度の赤字であつ  
たのかを表したもので、  
実質赤字比率同様、この比率が高  
度決算では、実質赤字は生じません  
でした。

質赤字額」を町の標準的な状態での  
一般財源（使途に指定がなく町が自  
由に使える収入）の規模を表す「標準  
財政規模」で除した比率であり、  
赤字の深刻度を把握するための比率  
です。  
この比率が高いほど赤字の解消が  
難しくなりますが、本町の平成27年  
度決算では、実質赤字は生じません  
でした。

#### ④将来負担比率

一般会計の借金から基金（貯金）  
や普通交付税などの借金に充てること  
ができる収入を差し引いた額が、  
その会計の標準財政規模の何年分で  
あるかを表しています。  
100%が1年分に相当し、標準  
財政規模の3年半分以上の借金があ  
ると黄信号となり、前述した「早期  
償還信号」となります。



## 資金不足比率

本町は簡易水道と公共下水道の特  
別会計があり、それとに係る資金  
不足額（赤字額）を事業規模に対する  
比率で表しています。

本町の平成27年度決算に基づく  
資金不足比率は、すべての会計で經  
営健全化基準を下回り、経営状況は  
健全であるといえます。

#### 資金不足比率

(単位：%)

区分	豊頃町		経営健全化基準
	平成26年	平成27年	
簡易水道特別会計※	— (6.62%の黒字)	— (3.55%の黒字)	20.0
公共下水道特別会計※	— (7.85%の黒字)	— (7.83%の黒字)	

\*両会計とも資金不足額がないため「—」で表示しています。（ ）内は参考数値として表示しています。

平成27年度  
決算

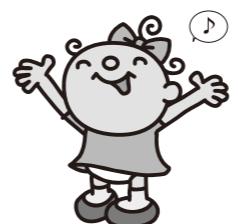
# 健全化判断比率および 資金不足比率を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成27年度決算による「健全化判断比率」「資金不足比率」についてお知らせします。

毎年決算時に豊頃町の財政健全性を判断するための4つの指標（健全化判断比率）と公営企業会計ごとの経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）を算定し、町財政が健全であるかを住民のみなさんへ公表することになっています。

これらの指標が基準を上回った場合は、「財政健全化計画」の策定や外部監査の義務付け、地方債発行の制限を受けるなど、住民生活や行政サービスの提供に影響を与えることになるので、重要な指標として位置づけられています。

毎年4月に始まり翌年3月に終わる町の一会计年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳入が歳出より不足する事態、いわゆる赤字を生じることは望めません。一方で、当該年度で赤字が解消できない場合には、翌年度の歳入からその不足分を補てんすることになりますが、翌年度においてその赤字額の歳入確保または歳出の削減ができるなければ、さらに累積していくことになります。実質赤字比率は、一般会計等の「健全化判断比率」に実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があります。これら4つの指標から、豊頃町の財政状況をみていくましょう。



#### ①実質赤字比率

町の財政が健全であるかどうかを表す主な指標に実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があります。これら4つの指標から、豊頃町の財政状況をみていくましょう。

#### 健全化判断比率

(単位：%)

区分	豊頃町		判断基準	
	平成26年	平成27年	黄信号 (早期健全化基準)	赤信号 (財政再生基準)
実質赤字比率※	— (2.51%の黒字)	— (3.56%の黒字)	15.0	20.0
連結実質赤字比率※	— (4.17%の黒字)	— (5.97%の黒字)	20.0	30.0
実質公債費比率	9.4	9.0	25.0	35.0
将来負担比率※	— (91.00%の黒字)	— (96.30%の黒字)	350.0	

\*実質赤字比率および連結実質赤字比率については赤字額が生じなかったため「—」とし、将来負担比率についても借金よりも充てられる収入が多く将来負担が生じないため「—」で表示しています。（ ）内は参考数値として表示しています。

# 健全化判断比率